



～新型コロナウイルス感染症対応について～

以下の点について確認させていただきます。

何卒、保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 家庭でのお子さんおよび家族の健康観察と検温を行い、お子さんの検温の記録は classi へお願いいたします。
- 2 お子さんに発熱等の風邪の症状がある場合は登校せず、かかりつけ医または新潟県新型コロナ受診・相談センター（電話：025-256-8275）に電話で相談し、指示に従ってください。
- 3 同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合も登校しないでください。
- 4 家族がPCR等検査（保健所または医療機関での検査）を受けている場合は、陰性が確認されるまで登校を控えてください。
- 5 次の場合は、速やかに学校に連絡してください。
 - 1) お子さんまたは同居するご家族が保健所または医療機関の指示でPCR検査等を受ける場合
 - 2) お子さんが濃厚接触者に特定された場合
 - 3) お子さんまたは同居するご家族が新型コロナウイルスに感染した場合
- 6 濃厚接触者特定について

学校では、保健所が新型コロナ陽性者の感染急拡大で業務がひっ迫していることから、学校が中心となり、濃厚接触者の特定を行うこととなりました。お子さんが、陽性となった場合は早急に学校に連絡をくださるようお願いいたします。また、その際は、濃厚接触者特定のための聞き取りにご協力くださるようお願いいたします。

【濃厚接触者の定義】

陽性者と、感染の可能性のある期間（※1）に接触し、以下の範囲（※2）に該当する場合は、濃厚接触者とする。

■感染の可能性のある期間※1

- (1)有症状者の場合：症状が出た日の2日前から療養解除の基準を満たすまで
- (2)無症状者の場合：陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

■濃厚接触者の範囲※2

次のいずれかに該当する場合

- ・感染者と同居または長時間の接触があった。
- ・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった。（注1）

- ・適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした。
 - ・感染者の気道分泌液もしくは体液などに直接接触した可能性が高い。
- （注1）濃厚接触者の定義は国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(3.1.8)のものです。

【健康観察期間中の過ごし方】

(1)10日間の自宅待機をお願いします。（感染者と接触した最終日の翌日から起算）

- ・不要不急の外出は控えてください。（通勤や通学も含む。）

(2)期間中はご自身の健康状態を毎日確認してください

- ・1日2回の体温測定をお願いします
- ・発熱、鼻水、咳、喉の違和感など風邪症状が出現しないかご注意ください。

※健康観察期間中、上記の症状があった場合は、かかりつけ医に事前連絡のうえ受診するか、新潟県新型コロナ受診・相談センター（電話：025-256-8275）へ相談してください。

【休日中のお願い】

お子さんの陽性確認があった場合は、生徒のClassiの「学習記録」よりご記入ください。

<参考>

新型コロナウイルス陽性者発生時の対応

